

福利厚生制度「エイジエックガード」(団体割引10%)のご案内

自転車通勤の方は以下のいずれかへの加入ご検討下さい

「他人への補償」のみ

「他人への補償」+「自分の補償」

個人賠償責任保険  
(月額) 230 円

個人賠償責任保険  
傷害補償保険  
(交通事故等限定プラン)  
(月額) 840 円

加入手続きサイト内進め方(概要)  
(不明点はパンフレット最終ページ参照)

「パッケージプランの選択」画面にて

「パッケージを選択しない」を「選択する」

「自転車向けプラン」を「選択する」

「個人賠」⇒「加入を検討する」

「補償を確定し次へ進む」

「KB1」⇒「選択する」

「確定する」

加入手続きは、以下の URL または QR コードから  
(2026.2.10～2026.3.10 のみ申込可能)

<http://ezoo.jp/ds5/A008091A000025112510>



【注意事項】<最初に氏名等登録しても申込とはなりません。自由に試算してください>

- ・「社員コード」は「7ケタの数字」を入力 (不明の場合のみ8ケタ)  
※不明の場合は生年月日(例:20040510←2004年5月10日生)
- ・最後に必ず「銀行口座」情報を入力してください。

# エイジェックグループの皆様へ

いつでも

どこでも

らくらく手続き

## インターネットで保険に加入できます！

ご自身・ご家族の安心をサポート！ 選べる補償

### エイジェックガードのご案内

(団体総合生活保険)

※エイジェックガードは、エイジェックグループの団体総合生活保険のペットネームです。

お申込み・詳細についてはこちらから！



らくらくアクセス！ (イーチョイス)  
**ネット募集システム e-CHOICE**



平日夜間、休日もお手続きいただけます。ご自宅でのお手続きも可能です！

※利用可能時間は、毎日6:00～翌朝4:00(日曜・祝日含む)となります。

<http://ezoo.jp/ds5/A008091A000025112510>

上記URLにアクセス頂き、お見積りに必要な簡単な情報を入力いただければすぐに加入手続きができます。

インターネット募集期間

**2026年2月10日午前0時から2026年3月10日**

団体保険期間：2025年11月1日午後4時から2026年11月1日午後4時まで  
加入者保険期間：2026年4月1日午前0時から2026年11月1日午後4時まで  
保険料払込方法：ご指定の口座より毎月引き落としします(6月29日引落開始)。



©東京海上日動

スマートフォンでも手続きできます



#### からだに関する補償

傷害補償



医療補償



がん補償



介護補償



#### 財産に関する補償

携行品



住宅内生活用動産



#### 賠償責任に関する補償

個人賠償責任



借家人賠償責任



団体割引10%  
適用により  
保険料が **10% OFF**

引受保険会社： **東京海上日動火災保険株式会社**

# 補償ラインナップ(基本補償)



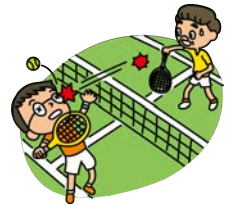
## 傷害補償(ケガへの備え)

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

### ■日常生活全般プラン

国内外において、保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…交通事故によるケガ ・工作中的ケガ ・家庭内でのケガ  
 ・旅行中のケガ ・スポーツ中のケガ



#### [特定感染症危険補償特約] <追加補償>

特定感染症\*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

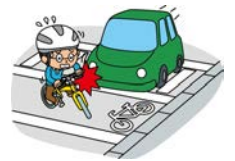
\*1 特定感染症の定義については、「お手続きサイト」掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

### ■交通事故等限定プラン [交通事故傷害危険のみ補償特約セット]

国内外での交通事故等\*1により、保険の対象となる方がケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…クルマにはねられたときのケガ・駅の改札口に入ってから出までのケガ

\*1 交通事故等の定義については、「お手続きサイト」掲載の「補償の概要等」をご確認ください。



#### 死亡・後遺障害

ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

#### 入院・手術

ケガや熱中症で入院\*1したり手術\*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

\*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。  
 \*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

#### 通院

ケガや熱中症で通院\*3した場合に保険金をお支払いします。

\*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

## 保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：10%

※ご加入口数は1口のみです。

プラン	日常生活全般プラン		交通事故等限定プラン	
	本人型		本人型	
	F1タイプ	F3タイプ	F2タイプ	
特定感染症危険補償特約*1	-	○	-	
交通事故傷害危険のみ補償特約	-	-	○	
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	500万円	500万円	500万円
	入院保険金日額*2(1日あたり)	5,000円	5,000円	5,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	3,000円	3,000円	3,000円
保険料(月払)		1,890円	2,110円	610円

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしていません。

\*1 特定感染症による後遺障害、入院、通院を補償します(死亡保険金、手術保険金はお支払いの対象外です。)

\*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の1.0倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

補償内容等の詳細につきましては「お手続きサイト」をご確認ください。

# 医療補償(病気やケガへの備え)



病気やケガで入院・手術をした場合等に保険金をお支払いします。

<b>疾病入院</b>	病気入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について60日を限度とします。
<b>疾病手術</b>	病気手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
<b>放射線治療</b>	病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。
<b>退院後通院</b>	病気入院し、退院後、退院日の翌日から180日以内に通院したときに保険金をお支払いします。 [傷害不担保特約セット] ※1回の入院後の通院について90日を限度とします。
<b>総合先進医療</b>	病気やケガで先進医療*1を受けたときに保険金をお支払いします。 *1 対象となる先進医療については、「お手続きサイト」掲載の「補償の概要等」をご確認ください。
<b>総合先進医療一時金</b>	総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに保険金(一時金)をお支払いします。
<b>三大疾病・重度傷害一時金</b>	がんや診断確定されたとき*1、または急性心筋梗塞・脳卒中と診断され、入院したときに保険金をお支払いします。[三大疾病のみ補償特約(三大疾病・重度傷害一時金用)セット]*2 *1 三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)の保険期間の初日より前にがん罹患(りかん)したことがある場合において、そのがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治ゆ・寛解後の再発・転移であるかを問わず、保険金をお支払いできません。 *2 保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは保険金はお支払いできません。

## 保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：10%  
 ※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型					
	男性・女性共通					
性別	[エコミー] IR1タイプ	[スタンダード] IR2タイプ	[スタンダード] IR3タイプ			
タイプ名						
ご本人	疾病入院保険金日額(1日あたり)	5,000円	5,000円	5,000円		
	疾病手術 保険金額	重大手術*1	20万円	20万円	20万円	
		上記以外の 手術	入院中	5万円	5万円	5万円
			入院中以外	2.5万円	2.5万円	2.5万円
	放射線治療保険金額	5万円	5万円	5万円		
	退院後通院保険金日額(1日あたり)	—	—	5,000円		
	総合先進医療基本保険金額	500万円	500万円	500万円		
総合先進医療一時金額	10万円	10万円	10万円			
三大疾病・重度傷害一時金額	—	100万円	100万円			
	三大疾病のみ補償特約*2	—	○	○		
保険料 (月払)	5～9歳	430円	650円	710円		
	10～14歳	390円	650円	710円		
	15～19歳	440円	670円	730円		
	20～24歳	620円	800円	890円		
	25～29歳	670円	1,020円	1,140円		
	30～34歳	700円	1,230円	1,370円		
	35～39歳	740円	1,540円	1,700円		
	40～44歳	800円	1,910円	2,100円		
	45～49歳	1,040円	2,600円	2,850円		
	50～54歳	1,350円	3,410円	3,770円		
	55～59歳	1,870円	4,760円	5,330円		
	60～64歳	2,680円	6,720円	7,590円		
	65～69歳	3,620円	9,190円	10,540円		
	70～74歳	4,930円	12,970円	15,370円		
75～79歳	6,130円	15,590円	18,810円			
80～84歳	7,350円	19,080円	22,460円			
85～89歳	7,270円	20,920円	24,300円			

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢\*3によって異なります。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしておりません。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢\*3が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

\*1 対象となる重大手術については、「お手続きサイト」掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

\*2 三大疾病・重度傷害一時金を三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に限定してお支払いします。

\*3 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

補償内容等の詳細につきましては「お手続きサイト」をご確認ください。



# がん補償(がんのリスクへの備え)

がんと診断確定\*1された場合や、がん治療のために入院をされた場合等に保険金をお支払いします。

## <特長>

### ■がんのリスクに備えて

- ・がん診断保険金や入院保険金等でがんにかかる費用に備えます。
- ・入院1日目から、支払日数の制限なく入院保険金をお支払いします。
- ・三大治療\*2のための通院は、入院の有無を問わず、また、支払日数の制限なく通院保険金をお支払いします。
- ・「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。



\*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

\*2 「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。

<b>がん診断</b>	がん診断確定されたときに保険金(一時金)をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*1 *1 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。
<b>がん入院・手術</b>	がんで入院(日帰り入院も含まれます。)や所定の手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
<b>がん通院 がん通院延長</b>	がんで入院(日帰り入院も含まれます。)したときに、その前後の通院に対して保険金をお支払いします。なお、三大治療のための通院については、入院の有無を問わず保険金をお支払いします。
<b>がん再発転移</b>	がんで所定の治療*1を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治癒や最終の診断確定日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。 *1 所定の治療については、「お手続きサイト」掲載の「補償の概要等」をご確認ください。
<b>抗がん剤治療</b>	がんで抗がん剤治療*1を受けたときに保険金をお支払いします。 *1 対象となる抗がん剤治療については、「お手続きサイト」掲載の「補償の概要等」をご確認ください。また、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は、60か月とします。

## 保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：10%  
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型			
	男性・女性共通			
性別				
タイプ名	[がん診断保険金のみ] G1タイプ	[スタンダード] G2タイプ	[デラックス] G3タイプ	
ご本人	がん診断保険金額	100万円	100万円	200万円
	がん入院保険金日額(1日あたり)	—	10,000円	20,000円
	がん手術保険金額(手術の種類により)	—	40万円・20万円・10万円	80万円・40万円・20万円
	がん通院保険金日額(1日あたり)	—	5,000円	10,000円
	がん通院延長保険金日額(1日あたり)	—	5,000円	10,000円
	がん再発転移保険金額	—	—	200万円
保険料 (月払)	抗がん剤治療保険金額	—	5万円	5万円
	5～9歳	80円	140円	290円
	10～14歳	120円	180円	410円
	15～19歳	90円	170円	350円
	20～24歳	40円	190円	360円
	25～29歳	220円	460円	910円
	30～34歳	410円	900円	1,760円
	35～39歳	760円	1,600円	3,150円
	40～44歳	1,050円	2,380円	4,690円
	45～49歳	1,460円	3,410円	6,850円
	50～54歳	1,830円	4,390円	9,160円
	55～59歳	2,440円	6,090円	13,270円
	60～64歳	3,780円	9,240円	20,260円
	65～69歳	5,070円	12,390円	27,620円
	70～74歳	7,360円	16,670円	37,320円
75～79歳	8,290円	18,790円	43,200円	
80～84歳	10,090円	21,230円	49,880円	
85～89歳	11,530円	22,460円	53,800円	

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢\*1によって異なります。  
※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしておりません。  
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢\*1が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。  
※ご加入後または更新時にがん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

\*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

補償内容等の詳細につきましては「お手続きサイト」をご確認ください。



# 介護補償【認知症アシスト付き年金払介護】（介護への備え）

保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態\*1となった日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

## <4つの特長>

### ■長期間の安心

介護補償(年金払介護)では、最大10年間(10回)保険金を受け取ることができますので、介護期間が長期にわたった場合も安心です。

### ■リーズナブルな保険料

保険金のお支払いを年金払方式とし、要介護状態\*1が継続している期間にのみ保険金をお支払いすることにより、リーズナブルな保険料を実現しています。

### ■仕事と介護の両立

親を保険の対象となる方にしてご加入いただくことで、親が要介護状態\*1となった場合に備えることができます。

### ■充実のサービス(認知症アシスト)

要介護状態\*1となった後も継続的に保険金をお支払いする介護補償(年金払介護)では、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とそのご家族を支える各種サービス(認知症介護電話相談等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「お手続きサイト」掲載の「サービスのご案内」をご参照ください。)

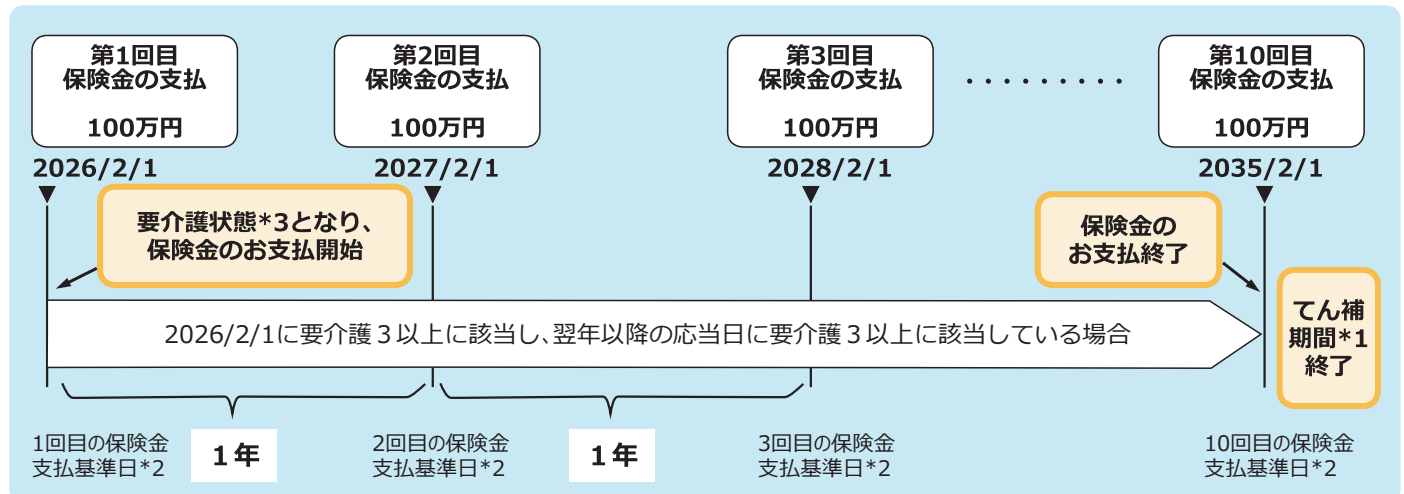
\*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。



## <介護補償(年金払介護)の保険金お支払い方法>

### 【例】

年金払介護補償保険金額(年額)：100万円、保険期間：1年間(2025/10/1~2026/10/1)  
てん補期間\*1：10年(10回目の保険金支払基準日\*2まで)



※てん補期間\*1中の保険金支払基準日\*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間\*1中の保険金支払基準日\*2に、再度要介護状態\*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間\*1は1回目の保険金支払基準日\*2から通算した期間となります。

(例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態\*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

※てん補期間\*1中に死亡した後の保険金支払基準日\*2においては、保険金をお支払いしません。

\*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日\*2まで)をいいます。

\*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態\*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

\*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

補償内容等の詳細につきましては「お手続きサイト」をご確認ください。

## 保険金額・保険料表

保険期間：1年間  
 てん補期間\*1：10年(10回目の保険金支払基準日まで)  
 団体割引：10%  
 ※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型	
タイプ名		KG1タイプ <sup>o</sup>	
年金払介護補償保険金額		50万円	
保険料 (月払)	年齢	性別	
		男性	女性
	40～44歳	70円	60円
	45～49歳	80円	80円
	50～54歳	120円	100円
	55～59歳	170円	150円
	60～64歳	360円	330円
	65～69歳	900円	1,100円
	70～74歳	1,680円	2,500円
	75～79歳	3,870円	5,860円
80～84歳(更新のみ)	6,770円	10,620円	

※ご加入後、保険金のお支払い方法を一時金払に変更することはできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢\*2や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢\*2が、満40歳以上満79歳以下\*3の方に限ります。

\*1 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日まで)をいいます。

\*2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

\*3 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。

# 公的介護保険制度とは



## [公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

## [公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

\*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

## [公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当 (自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。



# 個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

## ■日常生活全般プラン

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)\*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例えば… ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。

- ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- ・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。
- ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
- ・ゴルフ中にボールをぶつけてケガをさせてしまった。



\*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



## 保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：10%  
※ご加入口数は1口のみです。

プラン	日常生活全般プラン
型	家族型
タイプ名	KB1タイプ
保険金額	国内：無制限 国外：1億円
保険料(月払)	230円



## 借家人賠償責任(賃貸住宅での事故への備え)

国内における借戸室での火災、破裂・爆発、水濡(ぬ)れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した場合にも保険金をお支払いします。

※示談交渉は東京海上日動では行いません。

例えば…  
・失火により借家を焼失させてしまった。  
・給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしてしまい、壁紙を張り替えた。



### 保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：10%  
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型
タイプ名	SB1タイプ <sup>o</sup>
保険金額	2,000万円
保険料(月払)	490円



借家人賠償責任にご加入の場合は、傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償のいずれかにもご加入いただく必要があります。



## 携行品(身の回り品への備え)

### ■携行品基本プラン

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

例えば…  
・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。  
・外出中、ハンドバッグをひったくられた。  
・ゴルフ場でクラブを折ってしまった。



### 保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：10%  
※ご加入口数は1口のみです。

プラン	携行品基本プラン
型	本人型
タイプ名	KK1タイプ
保険金額	30万円
免責金額(自己負担額)	5,000円
保険料(月払)	150円



## 住宅内生活用動産(自宅内家財への備え)

国内において自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

例えば… ・自宅の火災により家財が焼失してしまった。  
・自宅に空き巣が入り、家財が盗難にあった。



### 保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：10%  
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型
タイプ名	JD1タイプ <sup>o</sup>
保険金額	100万円
免責金額(自己負担額)	5,000円
保険料(月払)	760円



住宅内生活用動産にご加入の場合は、傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償のいずれかにもご加入いただく必要があります。

# お手続きはかんたん。

<http://ezoo.jp/ds5/A008091A000025112510>に今すぐアクセス！

## スタート

はじめに…

- ①上記URLから「お手続きサイト」にアクセスします。スマートフォンは表面の二次元コードから「お手続きサイト」にアクセスできます。



- ②「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「社員コード」を入力します。

## STEP 1

ご案内画面



「お手続きはこちらから」をクリックします。

## STEP 2

ご職業・性別等を入力



ご職業・性別等を入力します。

## STEP 3

プランを選択

補償一覧画面



タイプ一覧画面



## STEP 4

お客様情報の入力

お客様情報の入力画面



ご住所・連絡先等を入力します。

## STEP 5

ご加入内容確認

ご加入内容確認画面



重要事項をご確認いただき「加入する」をクリックいただくとお申込みとなります。

## お手続き完了

お手続き完了画面



受付完了メールが送信されます。

ドメイン指定(受信拒否設定)を行っている場合は、「@d1.tmnf.co.jp」からのメールを受信可能に設定してください。設定しない場合、パスワードなどのご連絡メールをお届けできない場合があります。

\*画面イメージはPCでお手続きした際の一例であり、実際の画面とは異なる可能性があります。

- ※ このチラシは団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「お手続きサイト」掲載の「重要事項説明書」をよくお読みください。「重要事項説明書」には、ご加入される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、および、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載しております。ご不明な点等がありましたら、お問い合わせ先までお問い合わせください。団体総合生活保険の内容等については、上記URL内「お手続きサイト」にてご参照できます。
- ※ 「お手続きサイト」に記載の個人情報については、東京海上日動および東京海上グループ各社が取り扱う保険商品等の各種商品・サービスの提供・ご案内をするために利用させていただくことがあります。東京海上グループ各社の範囲、東京海上日動および東京海上グループ各社における個人情報の取扱い等については、東京海上日動のホームページ(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。
- ※ 保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

事故時の連絡先等は以下のURLから保険期間中いつでも参照できます。アクセスには加入者証券番号が必要となります。「認証キーワード」欄に加入者証券番号を入力してください。  
<http://ezoo.jp/ds6/A008091A000025112510>

スマートフォンからも参照できます



## お問い合わせ先

### 【代理店】

株式会社エイジェック保険サービス  
住所：東京都港区港南2-16-4  
品川グランドセントラルタワー7階  
TEL：03-5783-2370  
MAIL：info@agk-insurance.co.jp

### 【保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社  
担当課：西東京支店・Cチーム  
住所：東京都立川市曙町2-10-3 立川東京海上日動ビル  
TEL：042-523-3241